

会議の 公開・非公開の別	公開	【開催日】令和8年5月25日（月） 【時間】14時00分～15時30分 【場所】岸和田市役所 新館4階 第1委員会室 【傍聴人数】4名
【名称】令和8年度第1回岸和田市指定管理者審査委員会		
【出席者】○は出席、■は欠席		
A 委員	B 委員	C 委員
○	○	○
D 委員	E 委員	
○	○	
《施設所管課》観光課課 有留課長、坂部主幹、藪内担当員 公園緑地課 黒見課長、村上主幹、中川主査、竹原担当員 《事務局》財務部 新内部長 行財政改革課 三宅課長、出口担当長、上田主任、奥主任		
【議題等】		
1. 報告 「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針等の改正について」 2. 岸和田だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、二の丸広場観光交流センター及び千亀利公園の指定管理者の募集関係資料の審査 3. その他		
1. 報告 「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針等の改正について」 事務局より、運用指針の一部改正内容について、主な改正点を説明。 【質疑・意見概要】 委員長：今回の改正については、これまで明文化されていなかった事柄を整備したところであり、非常に望ましいものとなっている。 2. 岸和田だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、二の丸広場観光交流センター及び千亀利公園の指定管理者の募集関係資料の審査 観光課及び公園緑地課より、岸和田だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、二の丸広場観光交流センター及び千亀利公園における指定管理者の募集関係資料に関して説明。前回の公募から変更した主な点は以下の通り。 ・ 岸和田だんじり会館と市営駐車場、岸和田城と二の丸広場観光交流センター、千亀利公園を含む都市公園の3つグループ分けにより、指定管理者を公募していたが、5施設をまとめて1グループとする。 【5施設を1グループとした経緯】 民間事業者へのサウンディング調査を踏まえ、岸和田城周辺施設の一元的な管理による周辺エリア一体の賑わい創出を目的とし、5施設を1グループとして指定管理者を公募することとした。 ・ 利用料金制の導入。 【利用料金制導入の経緯】 民間事業者へのサウンディング調査において、利用料金制とすることで事業者側のインセンティブとなり、施設運営の効率化・利用促進・サービス向上が図られるとの意見が多いことから導入する		

もの。なお、今後、議会へ上程し関係条例の改正を予定。

- ・ 審査基準の「主な審査の視点」について、標準例から一部項目を追加。

【追加した項目】

- ・ 観光施設と公園施設の一体管理を活かした新たな提案がされているか
- ・ 地域、観光関連団体、民間事業者との連携・協働した管理運営の提案がなされているか
- ・ 施設の活用が周辺地域の賑わいづくりに寄与する取組みか
- ・ 観光人材の配置及び育成は適切か

【質疑・意見概要】

- 事務局 委員より事前にいただいていた質問・指摘については、募集関係資料に反映している。
今回いただいた質問・指摘を踏まえた募集要項標準例等の見直しについては、今年度以降の運用指針の見直しに併せて行っていくこととする。
- 委員 岸和田だんじり会館指定管理業務仕様書について、見出しの番号が重複している箇所があるため、修正されたい。
- 委員 事業者に提出させる収支予算書及び決算書については、予算と決算の科目は揃えること。
また、これらの事業計画及び報告関係書類については、グループ単位ではなく施設（仕様書）単位に提出させること。5施設を一括した単一の収支予算書及び収支決算書となると、各施設の年度間の対比が困難となる。
また、施設ごとに分けることを前提としつつ、例えば自主事業が複数施設に跨る場合は、共通の収支予算書・決算書の作成や施設間の予算の合併や施設共通の決算書の作成、振り替えを認めるなど、柔軟に対応されたい。
- 施設所管課 当方での指定管理料の積算も施設ごとに行う。また、事業計画及び報告関係書類についても、施設ごとに記載する様式を考えている。自主事業については、複数の施設において、同一事業を実施する場合もあると思われるため、委員のご指摘も踏まえ、施設ごとの書類提出を前提としつつ、柔軟に対応していきたい。
- 委員 市営駐車場における自主事業とは、どのようなものを想定しているか。
- 施設所管課 市営駐車場については、祭礼期間中は交通の便が悪くなり、利用が少ないことから、過去にはキッチンカーを設置するイベントを実施されたこともある。
駐車場としての利用は基より、その他によりよい自由な提案があればと考えている。
- 委員 各施設の指定管理業務仕様書に共通するが、岸和田だんじり会館指定管理業務仕様書で言うと、「5. 利用時間、利用方法等」について、（3）には、（4）①～④のいずれかに該当する行為を行ったときは、施設の利用を制限し、又は退去を命ずることができる。」とある。一方（4）では、例えば①は「敷地内において喫煙及び火気の使用をしないこと。」とあり、「～しないこと」に該当した場合、利用を制限又は退去を命ずるように読み取られるため修正されたい。
また、「6. 維持管理に関する業務（指定管理業務）」について、（5）の本文中にある“合わせて”は“併せて”が、「7. 施設運営に関する業務（指定管理業務）」について、（2）の本文中にある“決裁”は“決済”が正しい。
- 施設所管課 確認のうえ、修正する。

委員	審査基準（案）について、「主な審査の視点」にある“観光人材の配置及び育成は適切か”における「観光人材」とは、どのような人材の配置及び育成を期待しているか。
施設所管課	観光振興については、市場のニーズを的確に把握するマーケティング力や多様な人脈、観光資源への広い知見などが求められる。指定期間中の施設管理だけでなく、将来を見据えそうした人脈や知見等を有する人材の配置や育成を期待している。 5施設を一体的に管理運営するうえで、より多くの人を呼び込み岸和田城周辺エリア一帯の賑わいを創出するという観点からも、観光人材の配置や育成が重要になると考えている。
委員	サービス向上や利用拡大の面で、5施設の一体管理とするメリットはあるか。
施設所管課	現在、岸和田だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、二ノ丸観光交流センターの4施設と千亀利公園の1施設を、別の事業者が管理している。指定管理者が異なることで、例えば、二ノ丸観光交流センターでイベント等を実施する場合、二ノ丸広場であったり岸和田城周辺一帯を面的に活用した事業展開が困難になっている。 5施設を一元的に管理することにより、事業の企画立案から実施、広報PRも含めて体的に行えるため、今までにない新たなサービスの提供による利用拡大が期待できると考えている。
委員	「主な審査の視点」には、“地域、観光関連団体、民間事業者との連携・協働した管理運営の提案がなされているか”との記載があるが、岸和田城周辺エリアにおいては、他にも有効な観光資源があるため、そうした他の施設との連携についても、記載してはどうか。
施設所管課	共通仕様書及び施設ごとの指定管理業務仕様書に、観光関連団体、民間事業者との連携について記載しており、周辺施設を管理する民間事業者等と連携・協力して取り組まれることを期待している。
委員	修繕費は指定管理料に含まれるとの理解でよいか。
施設所管課	お見込みのとおり。
委員	市営駐車場、千亀利公園は1件につき30万円、その他3施設は1件につき50万円が上限となっているが、修繕を複数回実施する場合においても、全体で360万円が上限額ということか。
施設所管課	基本的には、1件あたりの上限額及び施設ごとの年間総額の範囲内で、指定管理者は維持修繕を行っていくことになるが、上限額や年間総額を超過するものについては、別途協議のうえ対応していきたい。
委員	リスク分担表について、「天災その他不可抗力の事態による事業の中止、延期の対応」を“別途協議”としている。 天災等の不可抗力の事態が発生した場合に、緊急的に行うべき措置については、指定管理者が行うべきだが、その他の対応等は市の責任において行うべきと考える。“別途協議”とした理由はあるか。
事務局	委員ご指摘のとおり、天災等の不可抗力の事態による事業の中止、延期に伴う費用や損失は市が負担するものとして、リスク分担表にも記載している。一方、天災その他不可抗力の事態による事業の中止、延期の対応については、そもそもの中止、延期の判断も包含されており、その判断は事業者と市が協議したうえで決定するということで、“別途協議”とした。本来、市が行うべき対

- 応を指定管理者に行わせようとするものではない。
- ご指摘を踏まえ、リスク分担表の文言の修正を検討する。
- 委員 募集要項等の市営駐車場の所在地について、地番表記となっているがよいか。
- 施設所管課 地番表記としている。
- 委員 募集要項等において、市営駐車場の開場時間は“常時開放”としているが、本日、市営駐車場の前を通るとポールが立てられており、駐車できない状態となっていたが、理由はあるか。
- 施設所管課 現状の条例では、毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日となる場合は、開場）及び12月29日から翌年1月3日までの日は、休場日となっている。
- 市営駐車場については、無人化を図り常時開放とする予定であり、次の議会において条例の改正についても上程する。募集要項等は、条例改正の議案が可決されたものとして記載しており、現状とは運用が異なる。
- 委員 事業報告書の提出期限について、仕様書では“30日以内”と募集要項では“1カ月以内”と記され、表記が混在しているため、統一されたい。
- また、事業報告書の記載事項として、“職員管理体制及び勤務シフト”・“労務管理チェックリスト”とあるが、指定管理者より提出された事業報告書における当該内容は、所管課において確認するのか。
- 施設所管課 事業報告書の提出期限の表記については統一する。
- 事務局 受け付けた書類の不備や管理体制・勤務シフトも含めた基本的な事業報告書の内容確認は、所管課において行うものである。
- 事業報告書の内容を基に所管課が毎年実施する指定管理者へのモニタリングを踏まえ、当審査委員会においてもヒアリングを行い、ご意見・ご指摘いただくということになる。
- 委員 5施設を一括して指定管理を行うことから、指定管理者候補者の選定についても慎重にならなければならない。収支予算書等に関しては、やはり施設ごとに分けたものの提出を求められたい。
- また、施設ごとに審査時の運用指針上の【施設の類型】を分類すると、市営駐車場と千亀利公園は施設管理型のⅣ、その他3施設は実施事業型のⅠになると思われる。
- 今回は、こうした施設類型が異なる5施設を一括りにして、実施事業型のⅠに分類し審査するため、採点材料となる申請書類については、適切な審査・採点ができるよう配慮されたい。また、企画提案事業の予算上限額は、いつ決定するか。
- 施設所管課 企画提案事業の上限額は、公募時には決定する。
- 委員 予算上限額は、市が決定するとの理解でよいか。
- 施設所管課 委員お見込みのとおり。
- 委員 5施設を一括して指定管理することについて、全体的な行政の窓口は、どの課が担当するのか。
- 施設所管課 基本的に観光課が全体窓口となる想定だが、詳細は案件に応じて対応部署が異なる。
- 千亀利公園は公園緑地課、だんじり会館や岸和田城等の建物は観光課、施設内の展示品等の文化財については、郷土文化課が管理している。この3課が連携・協力し対応していくこととなり、どの課が筆頭となるかについては、案件ごとに変わってくると考える。

委員 審査基準（８）安定的な管理運営のための人員配置及び人材育成の取り組みについて、文化財の取り扱いも業務として携わる場合もあることから、指定管理者に対して博物館学芸員などの資格を持ってる者の配置を要求する考えはあるか。

施設所管課 現状は、そこまでの考えはない。岸和田城天守閣等にある文化財については、郷土文化課職員が展示物の入れ替えや更新も含め管理している。指定管理者の従業員が当該作業等に携わる場合においても、郷土文化課職員の立会いのもと行うこととなる。指定管理者が単独で文化財の管理を行うことがないため、博物館学芸員などの有資格者の配置は求めている。

委員長 他に意見が無いようであれば、岸和田だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、二の丸広場観光交流センター及び千亀利公園における指定管理者の募集関係資料については了承ということでしょうか。

各委員 （賛同）

3. その他

事務局 次回以降の議題は、今回ご審議いただいた岸和田だんじり会館、市営駐車場、岸和田城、二の丸広場観光交流センター及び千亀利公園のプレゼンテーション及び指定管理候補者の選定となる。

委員長 次回以降の審議は申請者の秘密情報が含まれる可能性があることから、当該委員会は非公開で実施すべきと考えるが、よろしいか。

各委員 （賛同）

委員長 次回以降の申請者によるプレゼンテーション及び指定管理者候補者の選定する指定管理者審査委員会是非公開で実施する。

以上